

京都市労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員公務災害等補償規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月17日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 6 号

京都市労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員公務災害等補償規則の一部を改正する規則

京都市労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員公務災害等補償規則の一部を次のように改正する。

第3条第4項第2号中「又は売春防止法第17条の規定による補導処分として婦人補導院」を「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)